

宍粟市地域防災計画の一部改訂（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市地域防災計画の一部改訂（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和8年6月15日（月）から令和7年7月14日（火）まで

3. 事務局

まちづくり部危機管理課

4. 募集の趣旨

災害対策基本法第42条の規定に基づき、宍粟市域の災害対策全般に関し、迅速な災害応急対策を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的として、宍粟市地域防災計画を策定しています。

このたび、宍粟市地域防災計画の一部改訂（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料（別添参照）

宍粟市地域防災計画の一部改訂（案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
まちづくり部危機管理課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和7年7月30日まで終日

7. 意見を提出できる人

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- （3）市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- （4）市内に存する学校に在学する者
- （5）その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先	
持 参	まちづくり部危機管理課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	まちづくり部危機管理課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 市長公室危機管理課 宛て	
ファックス	0790-63-3064	
電子メール	kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	応募フォームより送信してください。	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市公式サイトに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。